

【参考資料】

2017年7月26日

霞が関国家公務員労働組合共闘会議（霞国公）

中央府省等に働く国家公務員の  
第25回残業実態アンケート  
(2016年1月～12月の1年間)  
の結果について

霞が関国家公務員労働組合共闘会議／霞国公議長：小池 浩之

(問い合わせ先)

直通電話：03-3507-5588 (担当：小池)

メール：tk-kokko@par.odn.ne.jp

霞国公は、霞が関に所在する立法、行政、司法で働く中央府省の仲間が加入する労働組合が、ナショナルセンターの違いを超え、一致する要求での解決を目指す緩やかな共闘組織です。

役員は、議長、副議長、事務局長の他、各組合からの幹事で構成しています。

参加組織は、全農林東京、国会職連、会検労、国交労本省、全経済本省、全経済特許、全厚生本省、全労働本省、全環境、全司法最高裁、全司法高裁、全司法地裁、全司法家裁、全通信本省、人事院職組、公取職組、全行管職組の17組合（順不同）となっています。

<b>I. 中央府省の残業実態について</b>	
I-1. 月平均残業時間は 34.1 時間	1
I-2. 月平均残業時間別の状況	2
I-3. 休日出勤の有無	3
I-4. 残業になる要因（定員不足）	4
I-5. 残業になる要因（国会対応）	4
I-6. 残業手当等の支給実態	6
I-7. 霞が関の残業でまかなっている人員（7,979 人分に匹敵）	6
<b>II. 中央府省の残業対策</b>	
II-1. 定時退庁日の退庁状況	7
II-2. 管理職の指導の有無	7
II-3. 残業改善施策の効果	8
<b>III. 組合員等の健康について</b>	
III-1. 年次休暇の取得日数	9
III-2. 健康状態	10
III-3. 過労死の危険性	11
III-4. 業務におけるストレス	12
III-5. 長時間残業者（月平均 80 時間以上）の実態	13
<b>IV. まとめ</b>	15

(参考)

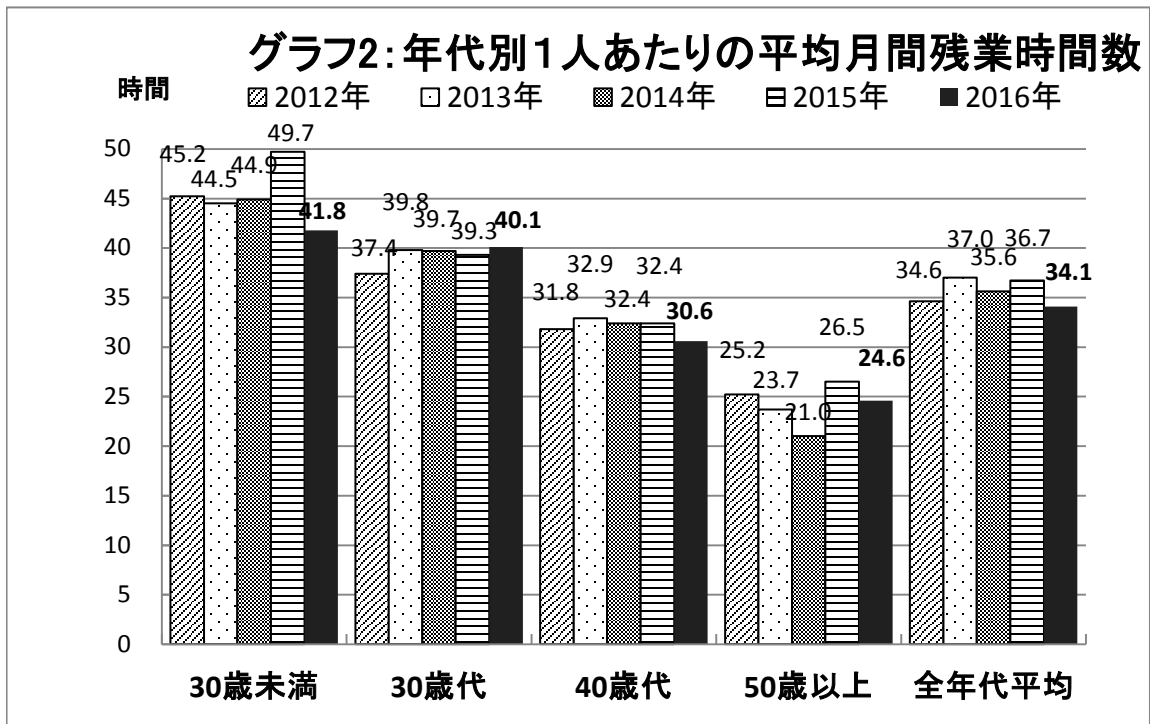
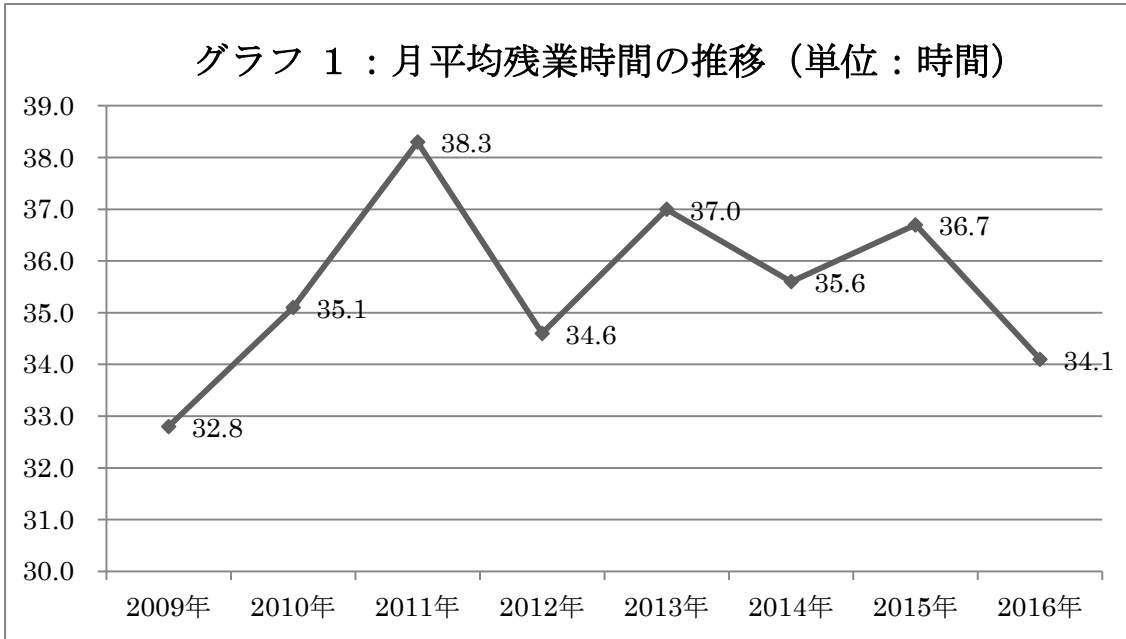
第 25 回残業実態アンケート調査票

# I. 中央府省の残業実態について

## I-1. 月平均残業時間は 34.1 時間（前年 36.7 時間）

アンケート結果では、昨年一年間（2016年1月～12月）の月平均の残業時間は34.1時間となっており、前年の36.7時間と比較して2.6時間減少しました。

年代別では、若年層ほど残業時間が多くなっています。昨年との比較では、30歳台が上昇、他の年代は減少しています。

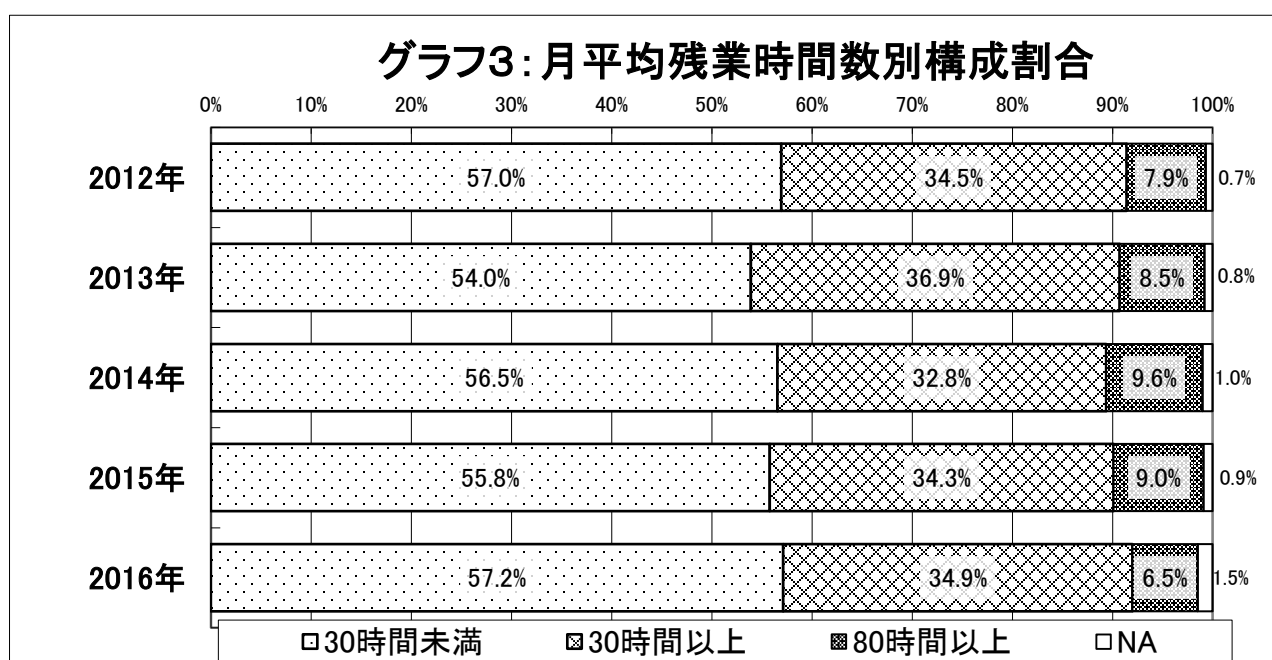


## I-2. 月平均残業時間別の状況（月平均 80 時間以上が 6.5%）

月平均の残業時間別の状況では、過労死の危険ライン（厚生労働省）とされる「80 時間以上」が 6.5%（前年 9.0%）、とりわけ過労死の危険が高い「100 時間以上」が 3.1%（前年 4.9%）となっています。

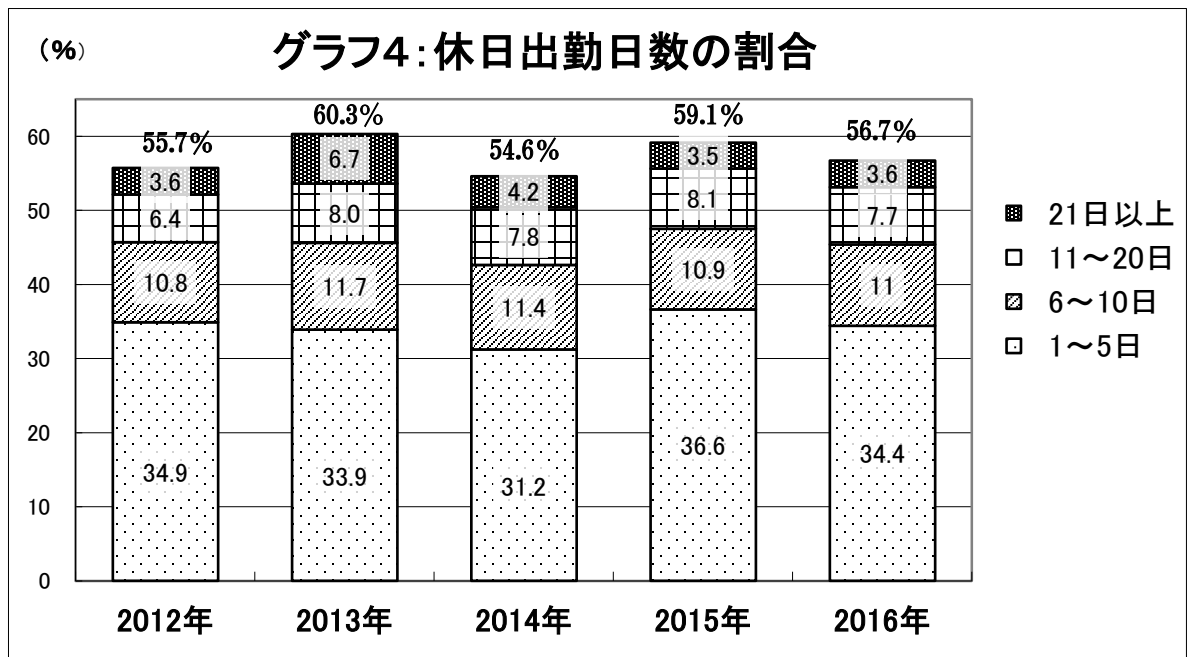
国家公務員の労働時間は、法律で週 38 時間 45 分と定められていますが、法定外労働時間を労使間で協定する権利が奪われているため、無制限に時間外労働を強いられる結果となっています。

人事院（労働基本権の代償機能を有する第三者機関）も、この残業実態を改善するために、時間外労働の上限の目安として年間 360 時間（月平均 30 時間）を目標に指針を定めていますが、この上限の目安時間を超えて残業している組合員等は 41.4%（前年 43.3%）となっています。



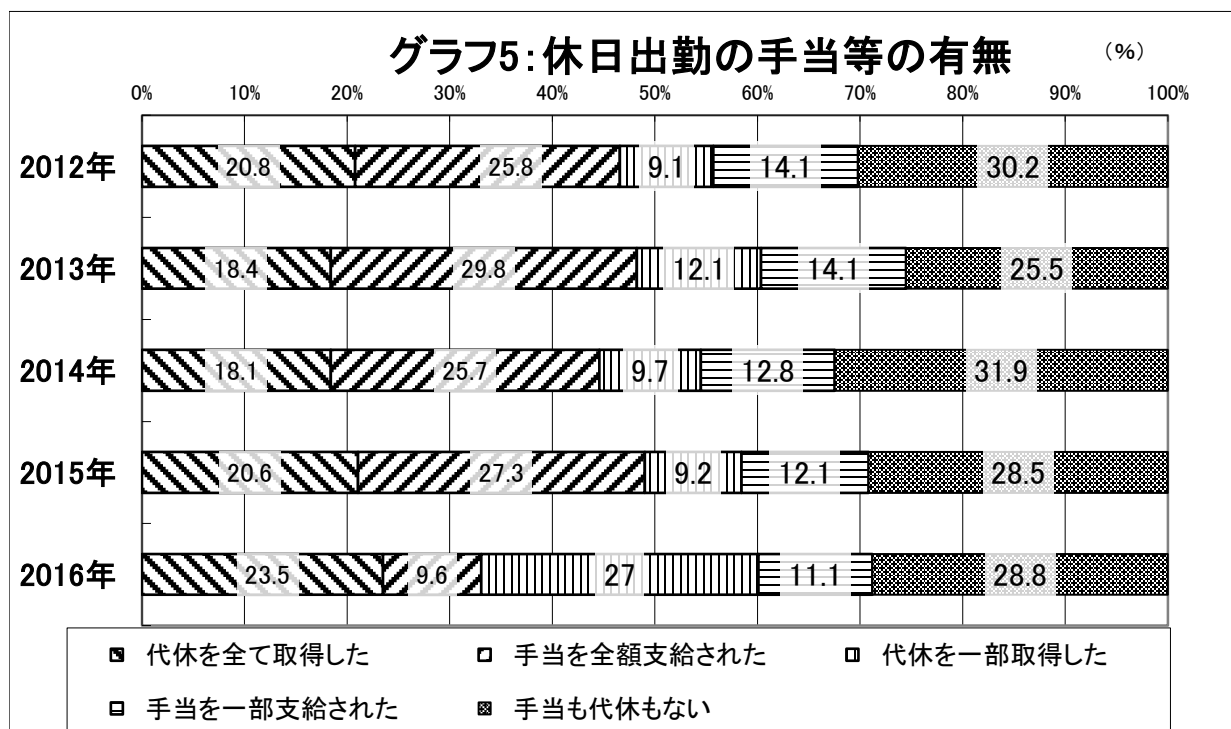
### I-3. 休日出勤の有無

(1) 休日出勤の有無をみると「休日出勤あり」は56.7%（前年59.1%）と前年より減少しましたが、毎年6割前後が休日出勤を余儀なくされています。



(2) 休日出勤の日数についてみますと、年間11日以上で11.3%（前年11.6%）、さらに21日以上では3.6%（前年3.5%）も存在しています。

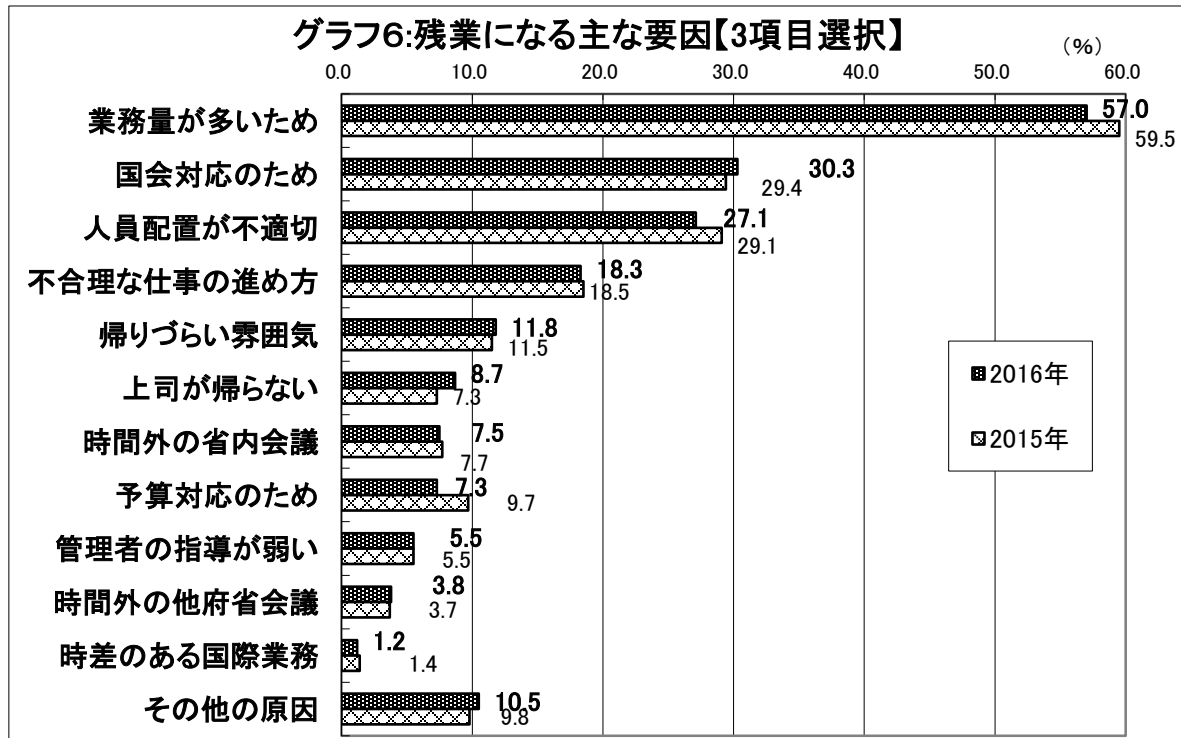
(3) 休日出勤に対して、代休または手当で100%補填されている割合は33.1%（昨年47.9%）、ただ働きとなる「手当も代休もない」とする割合は28.8%（前年28.5%）となっています。



#### I-4. 残業になる要因（定員不足）

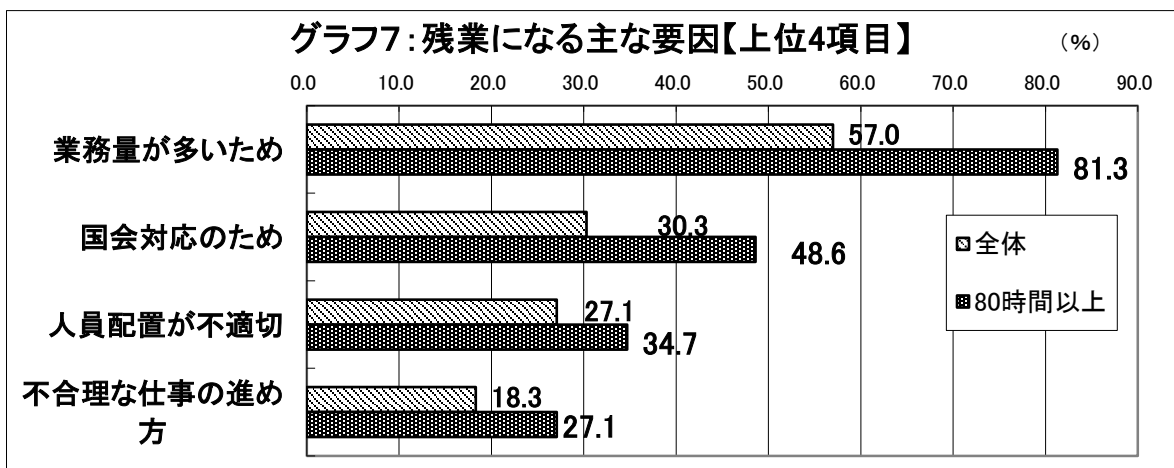
残業の要因としては、「業務量が多いため」が57.0%（前年59.5%）と依然として最も高く、次いで「国会対応のため」30.3%（前年29.4%）、「人員配置が不適切なため」27.1%（前年29.1%）、「不合理な仕事の進め方のため」18.3%（前年18.5%）が続いています。

業務量に見合う職員が十分に配置されていないことが、霞が関の長時間労働の最も大きな要因であることは明らかです。



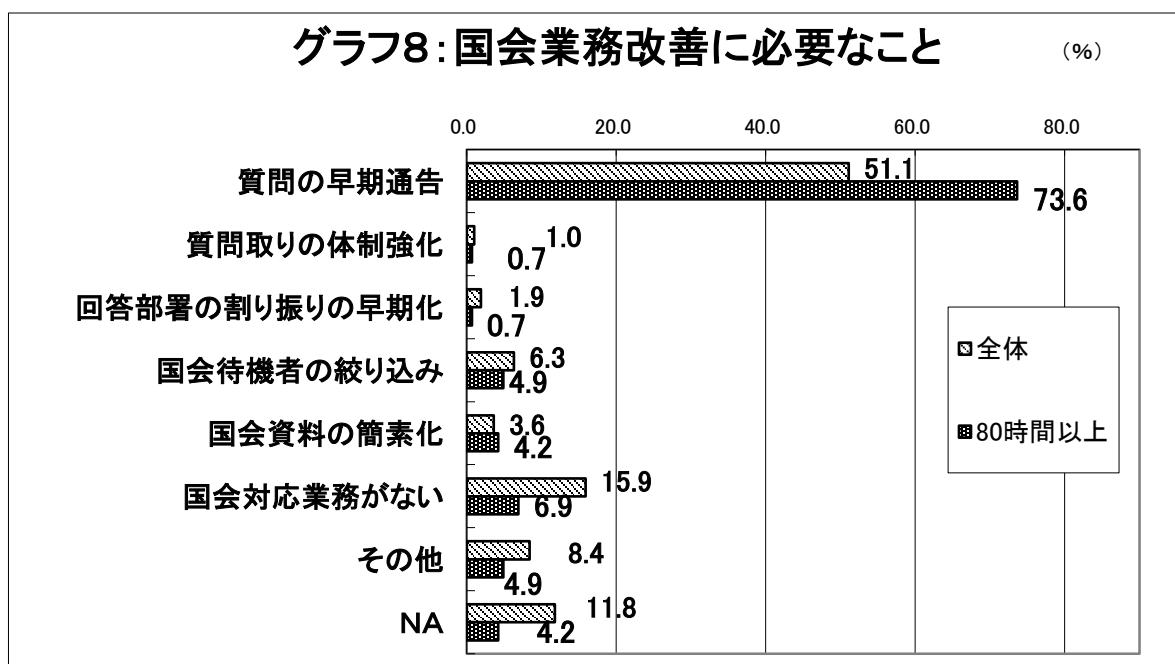
#### I-5. 残業になる要因（国会対応）

「国会対応業務」は、残業の主な要因の2番目に多い回答（30.3%）となりました。月平均残業時間が80時間以上の職員では、約半数の48.6%で国会対応が残業要因と答えています。霞が関の深夜に及ぶ長時間残業の大きな要因が、この国会対応であるといえます。



前日の質問通告が常態化している国会対応業務については、アンケート結果でも最も回答の多かった「質問の早期通告」(全体の51.1%、残業80時間以上の73.6%)によって改善することを求めます。

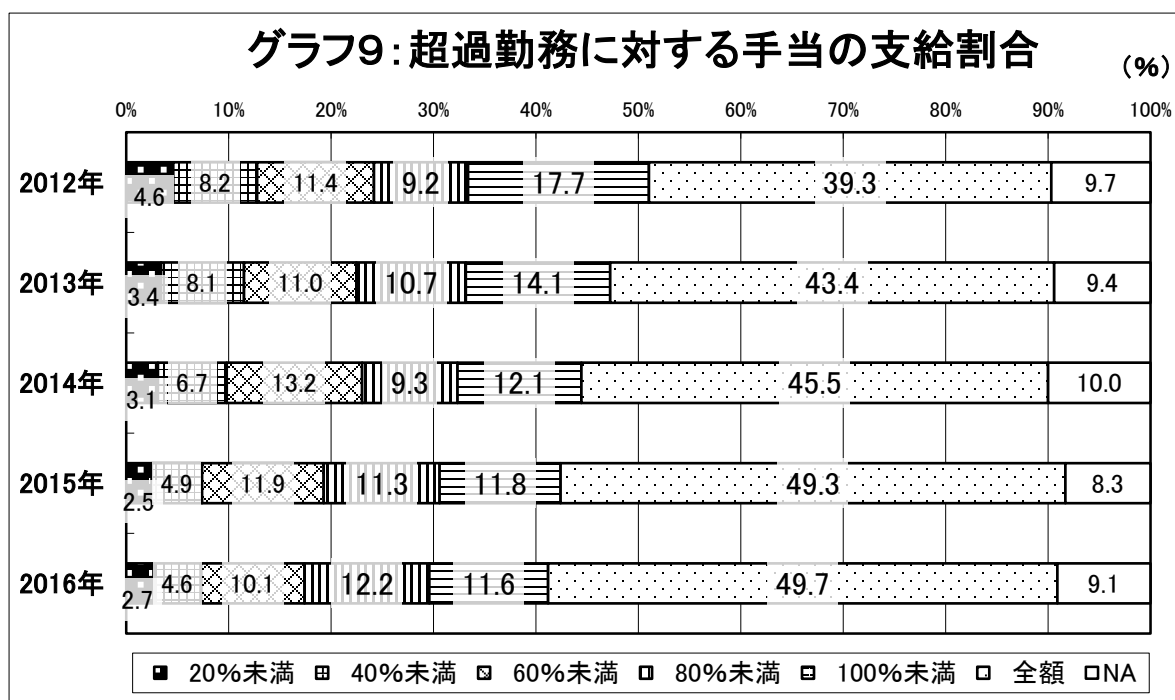
「前々日の正午までに質問の趣旨等について通告する」とした「質問通告ルールの原則」(与野党国対委員長会議の申し合わせ事項)を再度徹底させ、改善させていくことが急務と言えます。



## I-6. 残業手当等の支給実態

(1) このような過酷な超過勤務に対して、手当の支給実態をみますと「全額支給されている」との回答は49.7%（前年49.3%）となっており、依然として不払い残業があるのが実態です。

これを支給割合別にみますと「20%未満」が2.7%、「40%未満」が4.6%、「60%未満」が10.1%となっており、「不払いがある」者は、全体の41.2%（前年42.4%）となっています。



(2) 残業や休日出勤に対する手当の全額支給は当然のことであり、国家公務員給与法第25条では、「この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する」とあります。このような違法状態は直ちに改められなければなりません。

## I-7. 霞が関の残業でまかなっている人員（7,979人分に匹敵）

- ・月平均残業時間（34.1時間）×34,000人×12月＝13,912,800時間
- ・13,912,800時間÷1人あたり年間標準労働時間（1743.75時間）≒7,979人（必要定員数）

### 試算の前提条件

- ①霞が関の国家公務員数（管理職を除く一般職）：34,000人
  - ②1人あたり年間標準労働時間：1773.75時間
- ※積算根拠：1日7時間45分労働で年間225日出勤

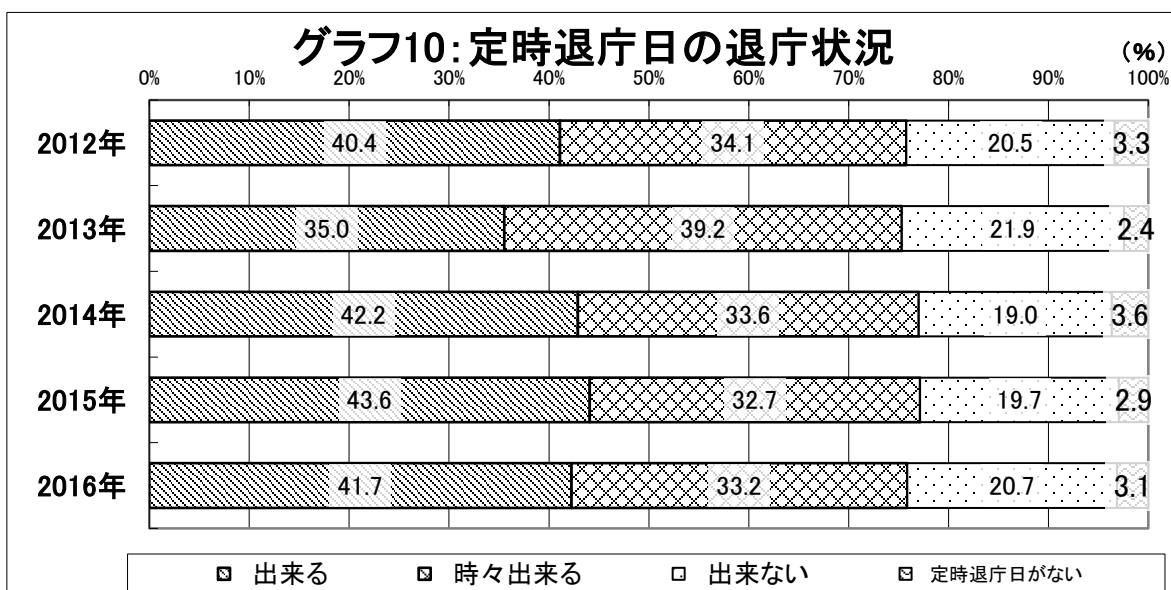


## Ⅱ. 中央府省の残業対策

これらの残業に対して中央府省の各当局は、毎週水曜日の全省庁一斉定時退庁日の設定等を実施したり、省庁毎に週一定時退庁日を設けたりしています。本アンケートでは、各府省での超過勤務改善の取り組み状況や定時退庁の状況についても聞いています。

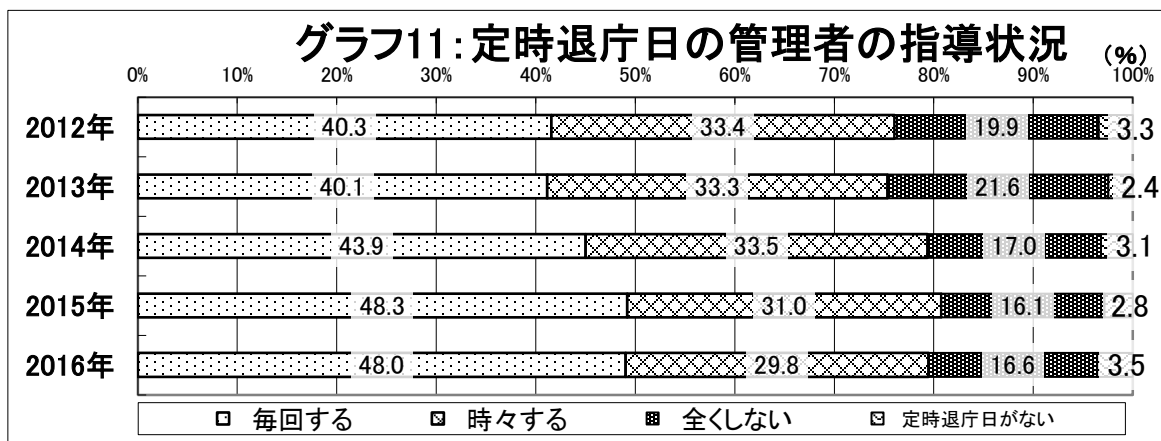
### Ⅱ-1. 定時退庁日の退庁状況

政府が定めた定時退庁日に「定時退庁出来ない」とする者が 20.7%（前年 19.7%）と前年と比べて 1.0 ポイント上昇しています。「時々出来る」の 33.2%を含めると 53.9%（前年 52.4%）と、昨年より 1.5 ポイント上昇し、依然として半数以上が毎週の定時退庁が出来ない状況にあります。



### Ⅱ-2. 管理職の指導の有無

定時退庁日に対する管理職の指導の有無をみますと、「全くしない」が 16.6%（前年 16.1%）であり、「時々する」の 29.8%を含めると 46.4%（前年 47.1%）と、中期的には、改善傾向にあるものの、半数近い管理職が十分な指導をしていない実態が続いています。



### II-3. 残業改善施策の効果

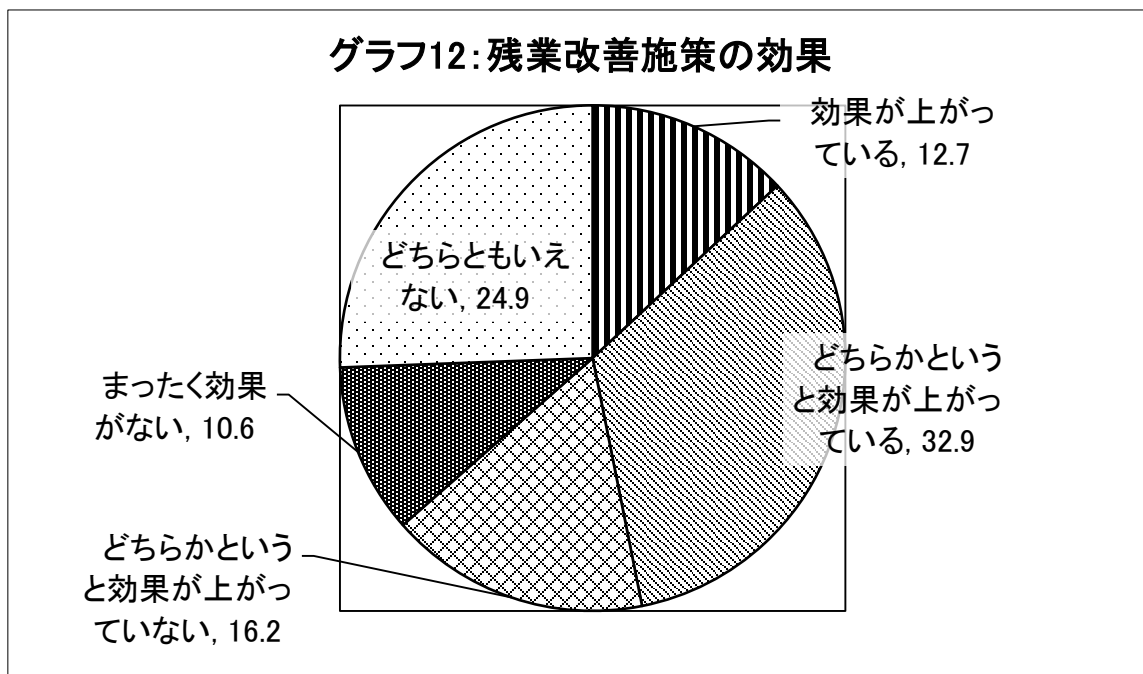
残業改善対策に対する評価をみますと、「効果が上がっている」が12.7%、「どちらかというと効果が上がっている」が32.9%で、改善施策を肯定的にとらえている割合が45.6%でした。一方、「どちらかというと効果が上がっていない」が16.2%、「まったく効果がない」が10.6%で、効果に否定的な割合が26.8%でした。

(参考：昨年(2015年)の設問での回答割合)

「効果が上がっている」15.7%

「多少効果が上がっている」54.6%

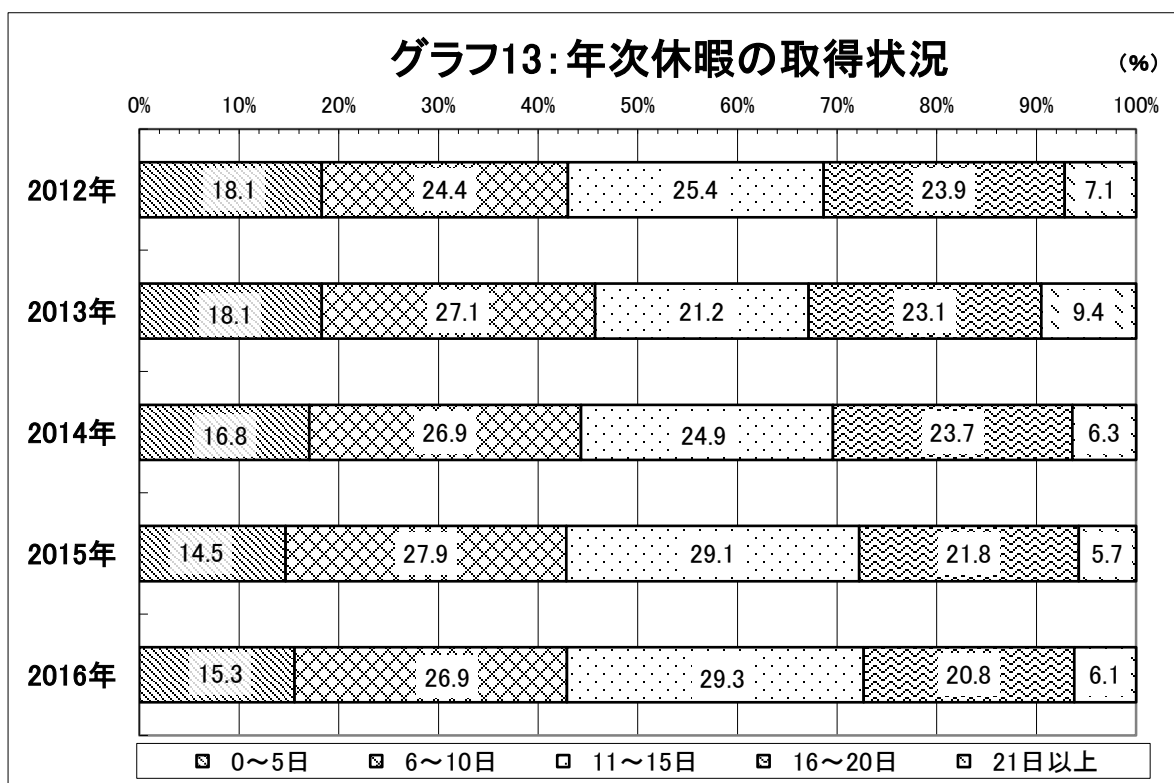
「全く効果がない」26.4%



### Ⅲ. 組合員等の健康について

#### Ⅲ-1. 年次休暇の取得日数

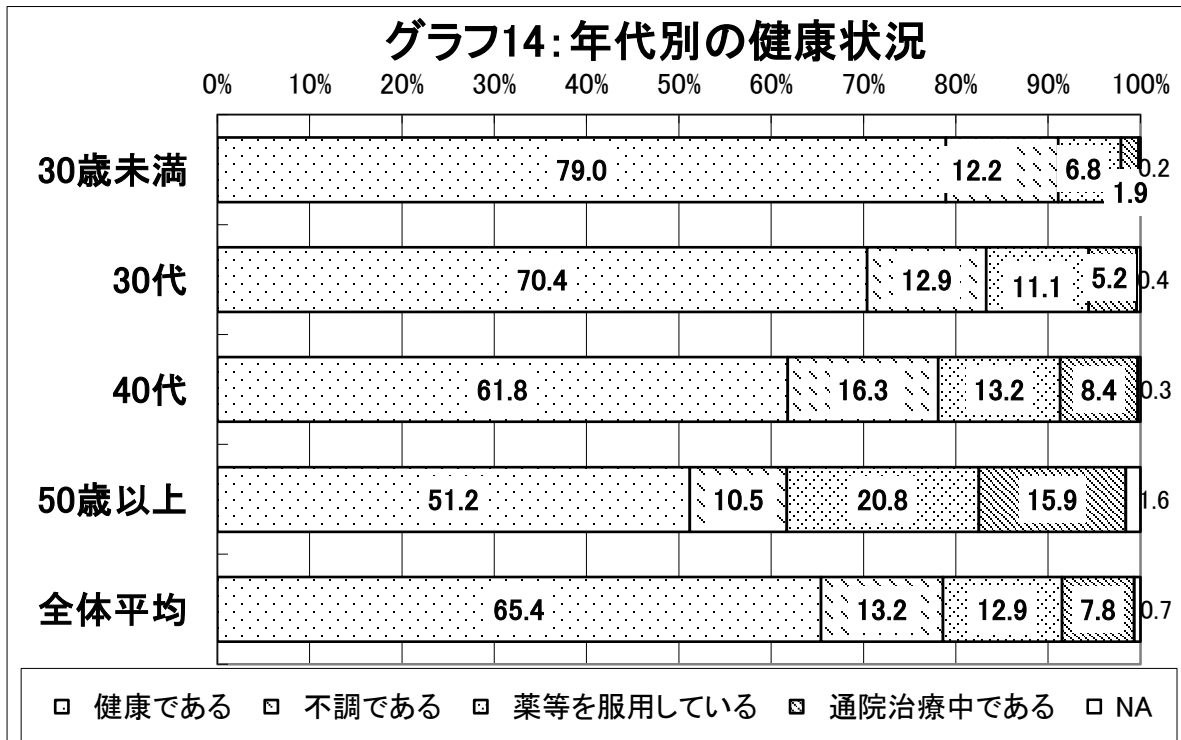
年次休暇（20日間/年間）の取得日数についてみますと、年間の平均取得日数は11.8日（前年11.9日）で年次休暇取得率は59.1%となっております。これを取得日数別にみると年次休暇取得日数「10日以下」が42.2%を占めています。また、「5日以下」が15.3%となっており、休暇を取りづらい実態が浮き彫りとなり、家庭生活や健康上からも見過ごせない問題です。安心して休暇が取れる職場環境づくりや年次休暇の計画的取得を促す全府省的な取り組みを強化することが求められます。



### Ⅲ-2. 健康状態

次に、現在の健康状態についてみますと、「不調である」「薬等服用している」「通院加療中である」という状態に置かれている人が 33.9%（前年 34.6%）となっています。

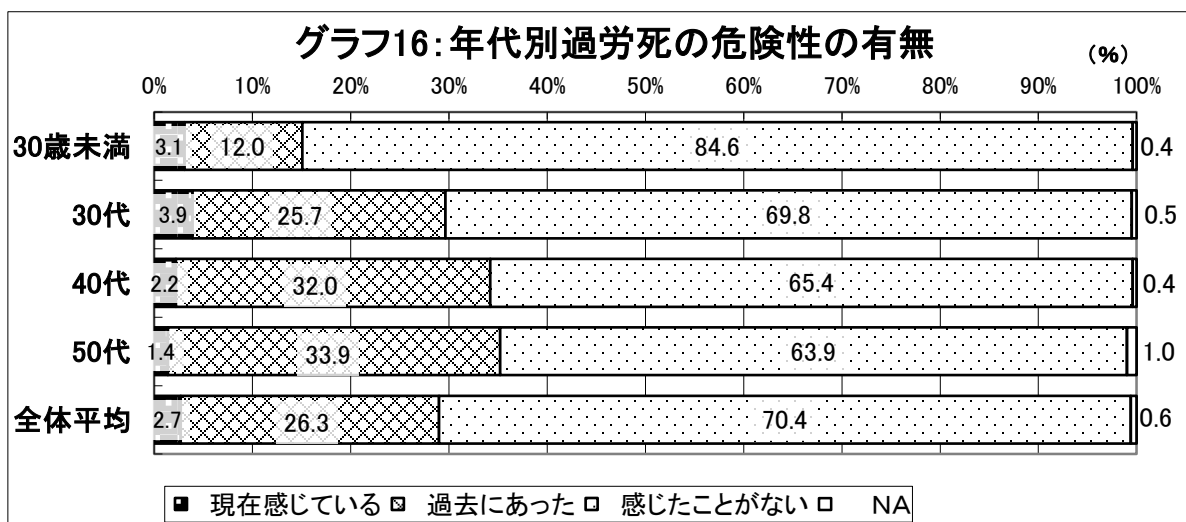
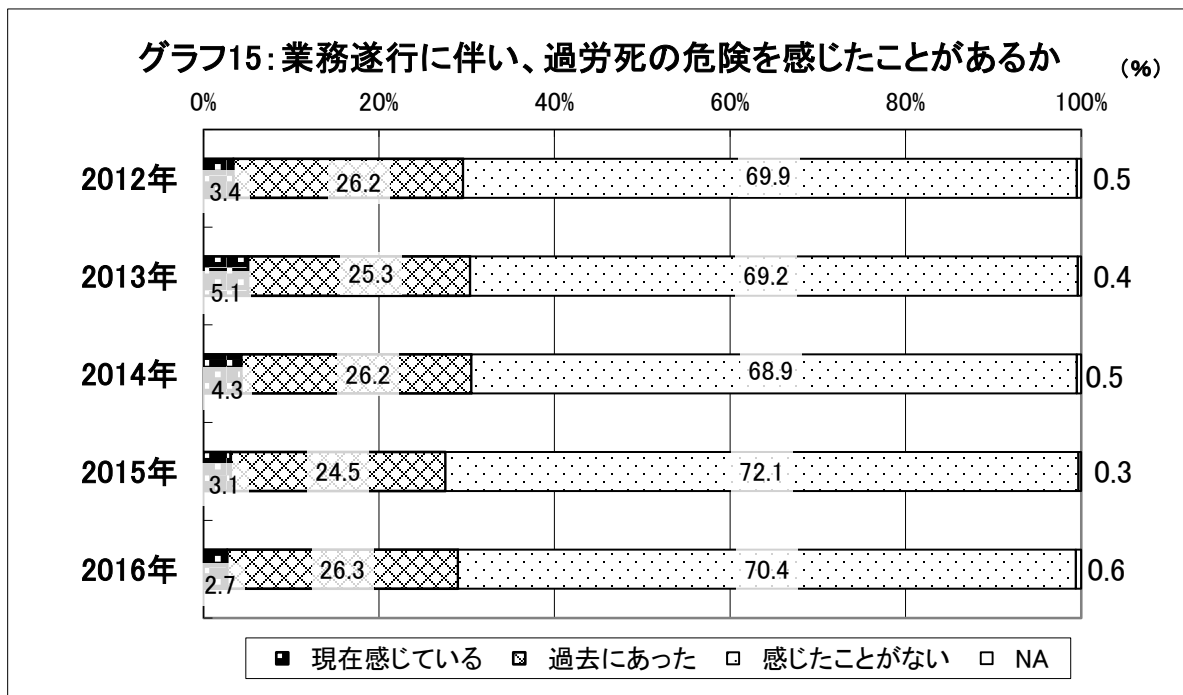
これを年齢別にみますと、30歳未満では 20.9%（前年 20.0%）、30歳代では 29.2%（前年 28.6%）、40歳代では 37.9%（前年 39.0%）、50歳以上では 47.2%（前年 51.0%）と年代が高くなるにつれ健康に不安を抱えている者の割合が増える傾向にあります。



### Ⅲ-3. 過労死の危険性

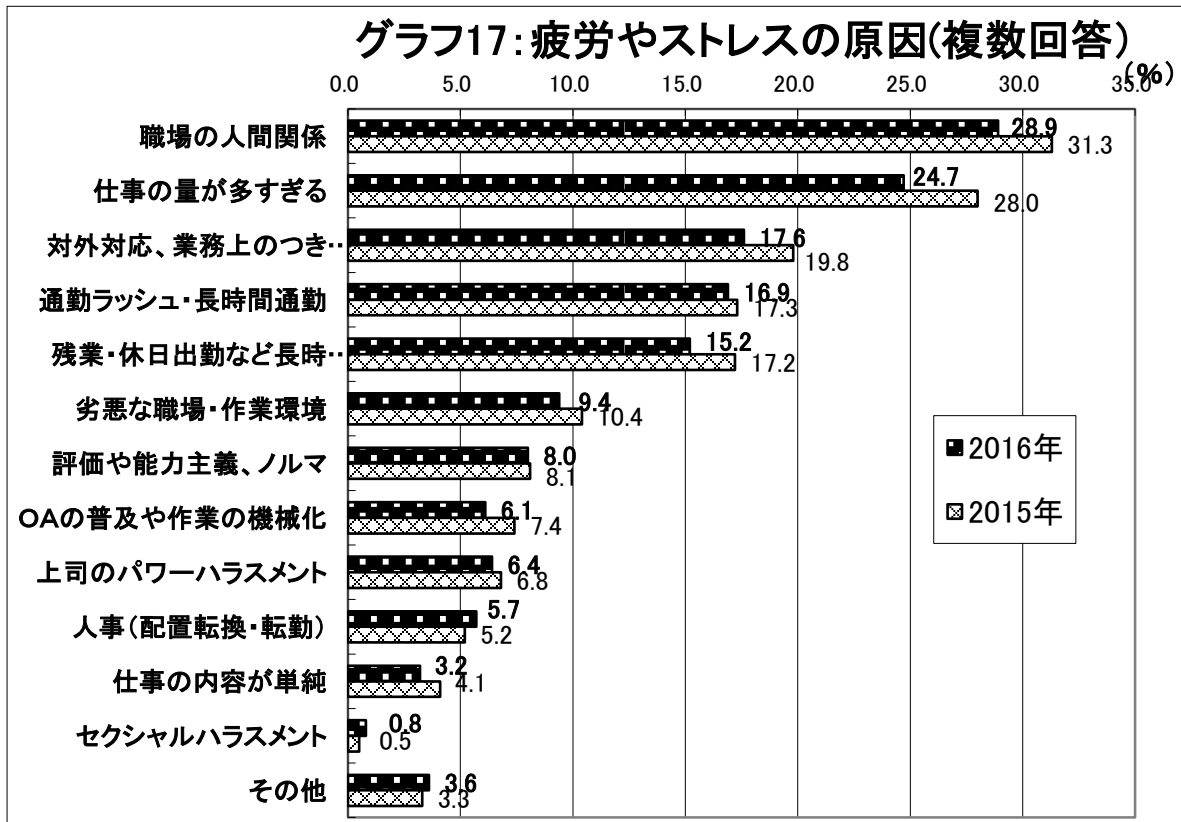
過労死の危険を「現在感じている」2.7%（前年3.1%）、「過去に感じた」26.3%（前年24.5%）を合わせた割合が29.0%（前年27.6%）に達しています。

「現在感じている」「過去に感じた」を合わせた割合を年齢別にみますと、30歳未満では15.1%（前年17.3%）、30歳代では29.6%（前年27.7%）、40歳代では34.2%（前年29.3%）、50歳以上では35.3%（前年35.4%）となっています。

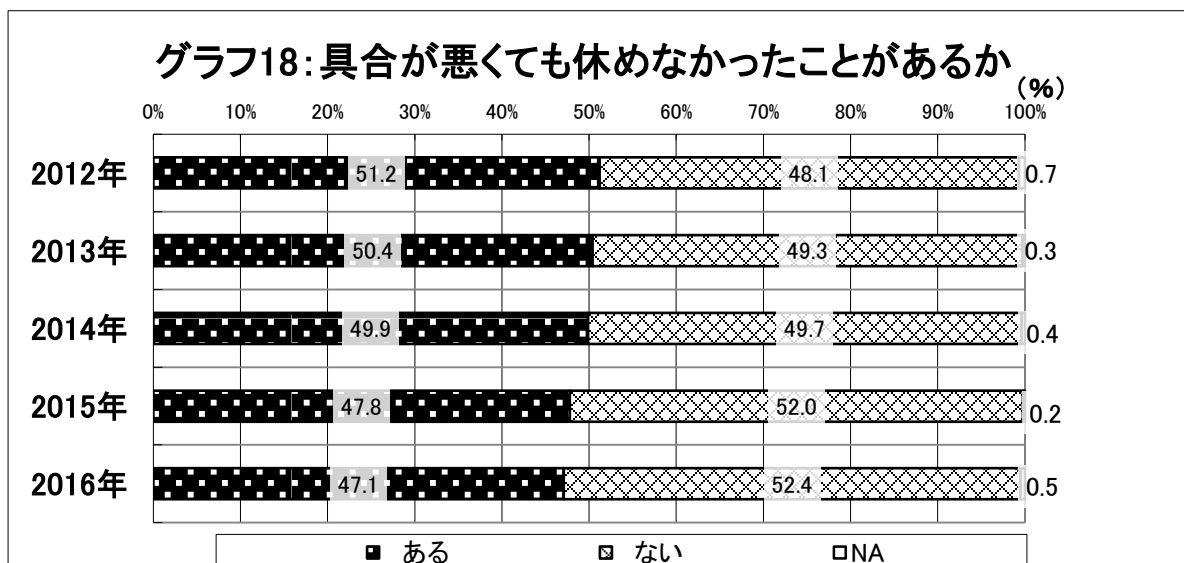


### Ⅲ-4. 業務におけるストレス＝最大は、職場の人間関係＝

(1) 疲労や精神的ストレスを感じていると回答した人は全体で 52.1% (前年 58.1%) となり、その主な原因として、職場の人間関係 (28.9%)、仕事の量が多すぎる (24.7%)、業務上のつきあい (17.6%)、通勤ラッシュ・長時間通勤 (16.9%)、残業・休日出勤など長時間労働 (15.2%) が上げられています。



(2) 「からだの具合が悪くて休みたかったが、休めなかった」と回答した人は全体で 47.1% (昨年 47.8%) とほぼ半数の人が回答しています。



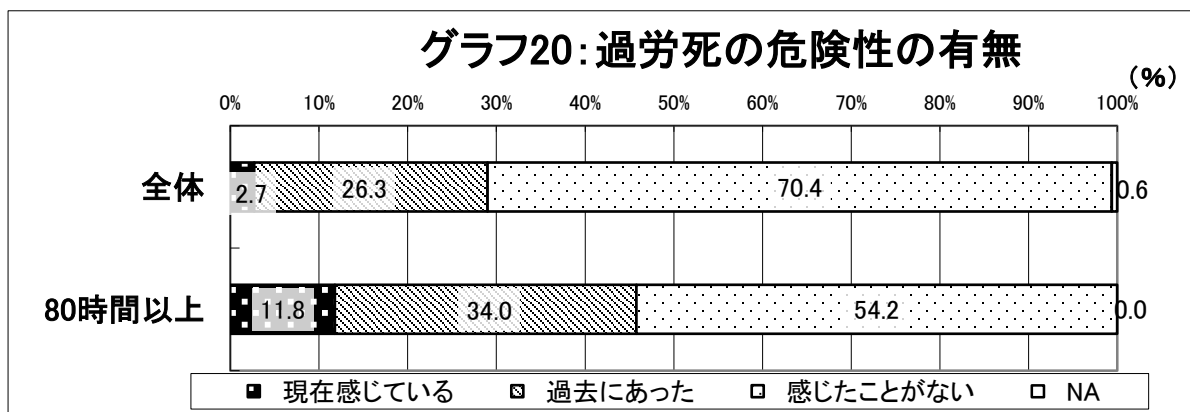
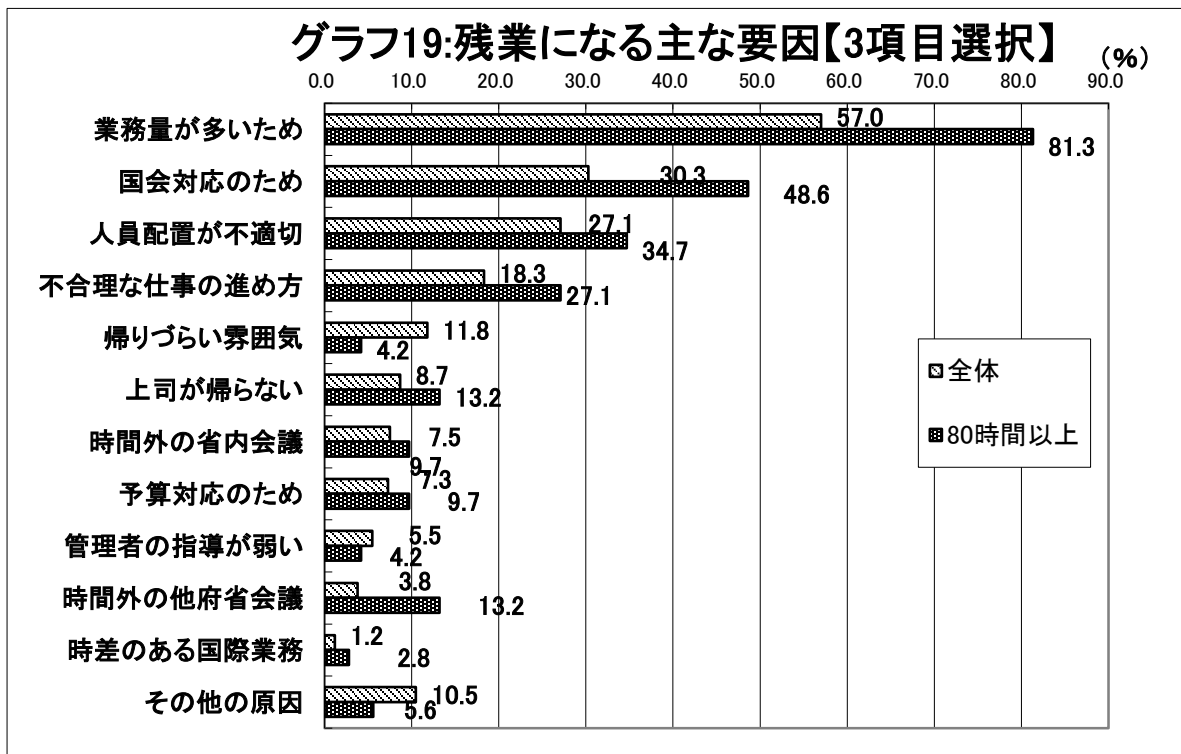
### Ⅲ-5. 長時間残業者（月平均 80 時間以上）の実態

「月平均 80 時間以上の残業者」は 6.5%（前年 9.0%）となりました。従って、霞が関の職員・組合員のうち 2,210 人（34,000 人の 6.5%相当）が、過労死ラインで働いていることとなります。

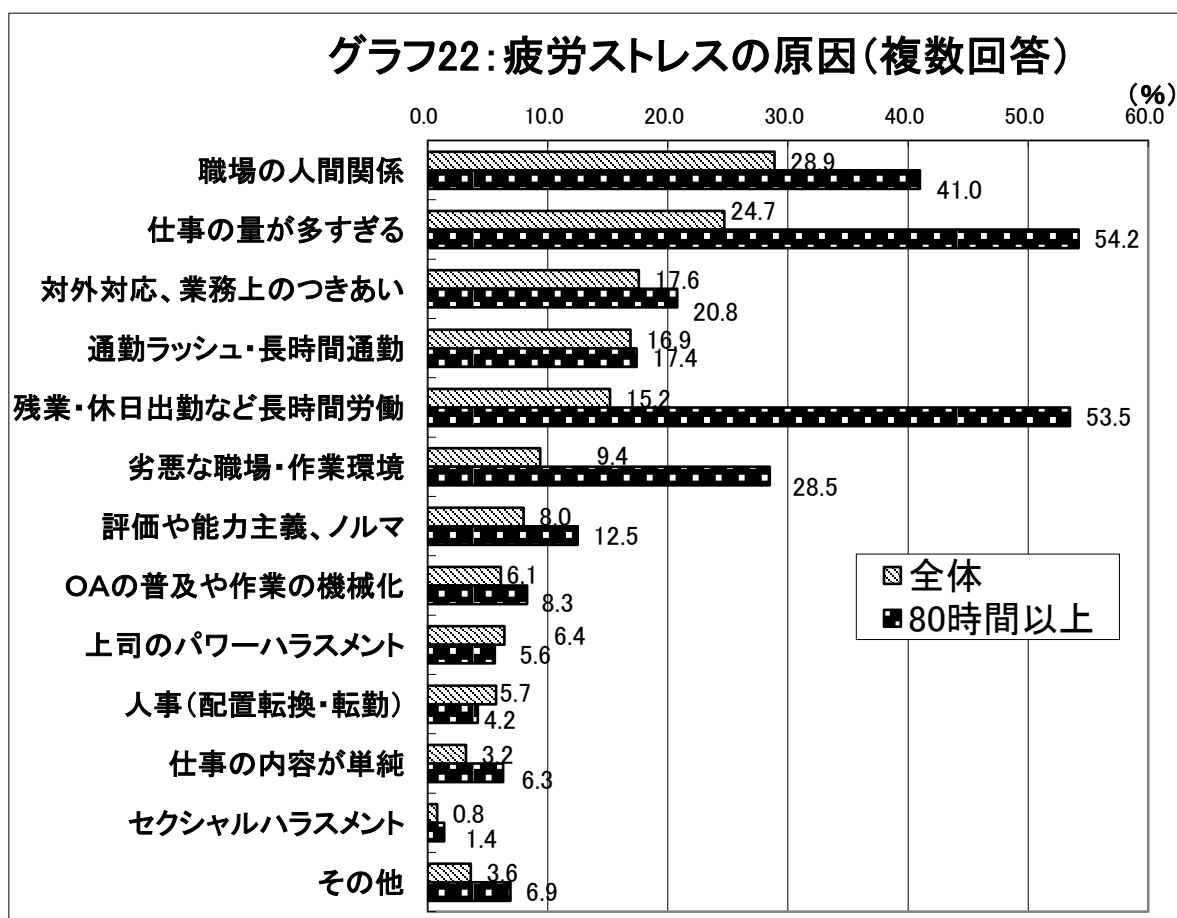
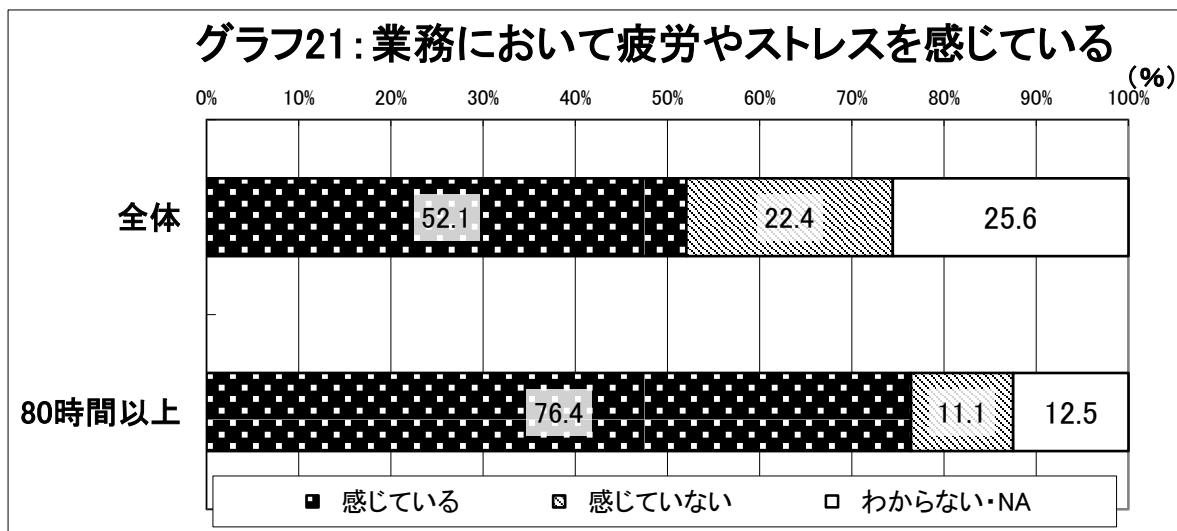
これら 2,210 人の残業となる原因は、「業務量が多い」が 81.3%（全体 57.0%）、「国会対応のため」が 48.6%（全体 30.3%）、続いて「人員配置が不適切なため」が 34.7%（全体 27.1%）となっており、いずれも全体平均を大きく上回っています。

また、「現在過労死の危険を感じている」と全体で 2.7%が答えています。霞が関には 918 人（34,000 人の 2.7%相当）もの職員が、過労死の危険を感じながら長時間過密労働にさらされています。とりわけ、80 時間以上では、11.8%もの人が、現在過労死の危険を感じています。

「過労死」や「過労自殺」を 1 人も出さないための政府・当局の緊急で抜本的な解決策が求められます。



さらに、「業務において疲労やストレスを感じている」は76.4%（全体 52.1%）と多く、その原因は、「仕事の量が多い」が54.2%（全体 24.7%）、「残業休日出勤などの長時間労働」が53.5%（全体 15.2%）となっており、過度な仕事量による長時間過密労働がストレスの主因であることがうかがえます。





#### IV. まとめ

以上の結果から、

- ① 霞が関に働く国家公務員は月平均 34.1 時間の残業をし、②56.7%の人が休日勤務をしており、③6.5%が過労死ラインで働いていて、④過労死の危険を感じた者が 30.0%、⑤「体調不良」「薬等の服用」「通院加療中」33.9%、⑥「からだの具合が悪く休みたかったが、休めなかった」人が約半数の 47.1%に達していることなどから、霞が関の中央府省の過酷な勤務実態が組合員等の尊い生命を奪いかねないという危機的状況にあることを示しています。

人事院の調査によれば、国家公務員の死亡原因のうち「がん(40.1%)」、「自殺(16.4%)」、「心疾患(14.2%)」、「不慮の事故(5.5%)」、「脳血管疾患(4.0%)」、となっており、「自殺」は「がん」に次いで第2位となっています(平成26年度死亡者数等調査)。

また、国家公務員の「心の病」による1か月以上の長期病休者が、3,389人(全職員の1.24%)となっています(平成26年度長期病休者実態調査)。

近年、霞が関中央府省での「心の病」の増加などは、これらの危機が現実のものであることを示しています。

霞国公は組合員等の命と健康を何よりも大切にする労働組合として、職場での過酷な勤務実態を直ちに改善するよう強く求め、政府当局等に要求を提出し運動を展開しています。

(参考)

第25回残業実態アンケート調査票

2017年3月 霞国公・東京国公

霞国公・東京国公は、1985年以降24回にわたる残業実態アンケート調査を行い、この結果を基に政府や人事院に対し、実効ある超過勤務等縮減対策の実施を要求し粘り強く運動するとともに、霞が関の国家公務員の実態を広く国民に知って貰うため、アンケート結果の記者発表も行ってきました。

昨年の第24回アンケート結果についても、新聞・雑誌等に、「霞が関の残業、労組が調査」として、取り上げられました。

このアンケートは、中央省庁で働く私たちの実情を把握し、残業改善要求の基礎資料にするために取り組むものです。

皆さんの残業実態と率直なご意見をご記入下さい。

F1 職名

- ①課長補佐 ②専門職(専門官等) ③係長・主任 ④係員 ⑤非常勤職員 ⑥その他

F2 性別

- ①男性 ②女性

F3 年齢

- ①30歳未満 ②30代 ③40代 ④50代 ⑤60歳以上

Table with 2 columns and 3 rows for answers F1, F2, F3.

Q1 あなたは、昨年1月～12月の1年間で、月平均何時間程度の超過勤務を行いましたか。(休日出勤・早朝出勤・昼休み時間や持ち帰り等を含む)

- ①0時間 ②1時間以上 ③10時間以上 ④20時間以上 ⑤30時間以上 ⑥40時間以上 ⑦50時間以上 ⑧60時間以上 ⑨70時間以上 ⑩80時間以上 ⑪100時間以上 ⑫150時間以上 ⑬200時間以上

Table for answer Q1.

Q2 あなたは、昨年1月～12月の1年間で、過労死ラインといわれる「月100時間を超える」超過勤務を何ヶ月行いましたか。

- ①0ヶ月 ②1～2ヶ月 ③3～4ヶ月 ④5～6ヶ月 ⑤7～8ヶ月 ⑥9～10ヶ月 ⑦11～12ヶ月

Table for answer Q2.

Q3 あなたは、昨年1月～12月の1年間で、過労死ラインといわれる「連続して2ヶ月から6ヶ月間の月平均の超過勤務が80時間を超える」場合がありますか。

事例①1月71時間、2月90時間、計161時間の場合は、連続2ヶ月間で月平均80時間を超える事例
事例②1月90時間、2月75時間、3月96時間、4月60時間、5月95時間、6月65時間、計481時間の場合は、連続6ヶ月間で月平均80時間を超える事例

- ①あった ②なかった

Table for answer Q3.

Q4 あなたは、これまで業務の遂行に伴い、過労死の危険を感じたことがありますか。

- ①過去にあった ②現在感じている ③感じたことがない

Table for answer Q4.

Q5 あなたの現在の健康状態はいかがですか。

- ①健康である ②不調である ③薬等を服用している ④通院治療中である

Table for answer Q5.

Q6 あなたは、「体調が悪くて仕事を休みたかったが、休めなかった」ことがありますか。

- ①ある ②ない

Table for answer Q6.

Q7-1 あなたは、仕事や職場で、疲労や精神的ストレスを感じていますか。

- ①感じている ②感じていない ③どちらともいえない

Table for answer Q7-1.

Q7-2 Q7-1で「①感じている」と回答した方にお聞きします。それは、どのようなことが要因になっているとお考えですか。次の中から、該当する番号を全て選び、回答欄に○を付けてください。

- ①職場の人間関係 ②仕事の量が多すぎる ③超過勤務・休日出勤など長い労働時間 ④評価や能力主義、ノルマの達成が厳しい ⑤上司のパワーハラスメント ⑥セクシュアルハラスメント ⑦対外的な対応 ⑧仕事の内容が単純 ⑨OA機器の普及や作業の機械化 ⑩劣悪な職場・作業環境 ⑪配置転換・転勤・単身赴任 ⑫通勤ラッシュ・長時間通勤 ⑬その他( )

Table for answer Q7-2 with 13 numbered options.

**Q7-3 前記で回答で、具体的な内容をご記入ください。**

--

**Q8 あなたが、定時に退庁出来ない主な原因を、3つ選んでください。**

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| ①業務量が多いため          | ②人員配置が不適切なため         |
| ③職場の不合理な仕事の進め方のため  | ④上司が帰らないため           |
| ⑤管理者の退庁指導が弱いため     | ⑥職場の帰りづらい雰囲気のため      |
| ⑦時間外にある省内の会議・協議のため | ⑧時間外にある他省庁との会議・協議のため |
| ⑨予算関係の対応のため        | ⑩国会関係の対応のため          |
| ⑪時差のある国際関係業務のため    | ⑫その他の原因( )           |

<b>Q8</b>	

**Q9 あなたが、国会対応を改善するために、最も必要と考えることはどれですか。**

- |             |            |                |
|-------------|------------|----------------|
| ①質問の早期通告    | ②質問取りの体制強化 | ③回答部署の割り振りの早期化 |
| ④国会待機者の絞り込み | ⑤答弁資料の簡素化  | ⑥国会対応業務がない     |
| ⑦その他( )     |            |                |

<b>Q9</b>	
-----------	--

**Q10 あなたの省庁で取り組んでいる、超過勤務改善施策について、どう思いますか。**

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| ①効果が上がっている           | ②どちらかというこ効果が上がっている |
| ③どちらかということ効果が上がっていない | ④全く効果がない           |
| ⑤どちらともいえない           |                    |

<b>Q10</b>	
------------	--

**Q11 あなたの課室の管理者は、定時退庁日に定時退庁の働きかけをしていますか。**

- |       |       |           |           |
|-------|-------|-----------|-----------|
| ①毎回する | ②時々する | ③全く働きかけない | ④定時退庁日がない |
|-------|-------|-----------|-----------|

<b>Q11</b>	
------------	--

**Q12 あなたは、定時退庁日に定時退庁できますか。**

- |      |        |       |           |
|------|--------|-------|-----------|
| ①出来る | ②時々出来る | ③出来ない | ④定時退庁日がない |
|------|--------|-------|-----------|

<b>Q12</b>	
------------	--

**Q13 あなたは、昨年1月～12月の1年間で、年次休暇を何日くらい、取得できましたか。(夏季休暇は除く)**

- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| ①0日     | ②1～5日   | ③6～10日  | ④11～15日 |
| ⑤16～20日 | ⑥21～25日 | ⑦26～30日 | ⑧31日以上  |

<b>Q13</b>	
------------	--

**Q14-1 あなたは、昨年1月～12月の1年間で、何日くらい休日出勤しましたか。**

- |          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| ①1～5日    | ②6～10日  | ③11～20日 | ④21～30日 |
| ⑤31日～40日 | ⑥41～50日 | ⑦51日以上  | ⑧なし     |

<b>Q14-1</b>	
--------------	--

**Q14-2 休日出勤をした方にお聞きします。休日出勤に対して、代休か手当がありましたか。**

- |             |            |         |
|-------------|------------|---------|
| ①全ての代休を取得した | ②代休を一部取得した | ③全額手当支給 |
| ④一部手当支給     | ⑤代休も手当もない  |         |

<b>Q14-2</b>	
--------------	--

**Q15 昨年1月～12月の1年間で、超過勤務手当の不払い(過少申告や申告どおりの超過勤務手当が支給されないこと)は、ありましたか。**

- |     |     |
|-----|-----|
| ①ある | ②ない |
|-----|-----|

<b>Q15</b>	
------------	--

**Q16 超過勤務手当は、実際の超過勤務時間のおよそ何%くらい支払われていますか。**

- |        |         |        |        |
|--------|---------|--------|--------|
| ①未支給   | ②20%未満  | ③40%未満 | ④60%未満 |
| ⑤80%未満 | ⑥100%未満 | ⑦全額    |        |

<b>Q16</b>	
------------	--

超過勤務問題を含め、不安・不満に思っていることなど、自由にご意見・ご感想をお聞かせ下さい。

(意見記入欄)
---------

ご協力ありがとうございました